# 鹿児島県公報

令和6年8月23日(金)第543号



発 行 鹿 児 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱(※)
  - (財政課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 2

○保安林の指定予定の通知

- ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示
- (森づくり推進課取扱い) 2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定(3件) (障害福祉課取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (2件)
- ○漁船保険付保義務発生

- (障害福祉課取扱い) 4 (水産振興課取扱い) 6
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
  - サービス事業者の指定
- (北薩地域振興局取扱い) 6
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
- サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 6
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7

告 示

#### 鹿児島県告示第617号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。 令和6年8月23日

> 鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱(平成2年鹿児島県告示第1811号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1項第2号中「いう。)」の次に「、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱 炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて 行う同法第36条の2に規定する対象事業活動(以下「支援対象事業活動」という。)」を加え、 同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第1項を次のように改める。

貸付対象事業1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、80億円を限度とする。

第5条第2項中「35パーセント」を「50パーセント」に改め、同条第4項中「42億円」を 「80億円」に、「52億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「78億7,000万円」を「100億円」 に改め、同条第5項中「地域脱炭素化促進事業」の次に「及び支援対象事業活動」を加え、 「42億円」を「80億円」に、「67億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」 を「120億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセ ント」に改める。

第12条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)

第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附則第2項中「42億円」を「80億円」に、「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」 を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセン ト」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあ るのは「101億2,000万円」を「120億円」に改める。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和15年3月31日」に、「42億円」を「80億円」に、 「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パ ーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、 「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」を「120億円」に改 める。

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「42億円」を「80億円」に、 「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パ ーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、 「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」を「120億円」に改 める。

この要綱は、令和6年8月23日から施行する。

## 鹿児島県告示第618号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林 として指定する予定である旨の通知があった。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字牟禮ノ口4149番1,4149番2,4149番4,4150番,4151番1,4152 番,4153番,4155番,4157番,4159番,4160番,4163番,4164番2,4168番から4171番まで、 4173番,字前平4192番,4193番,4198番,4200番2

- 2 指定の目的
  - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつ ま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第619号

令和6年6月18日農林水産省告示第1212号(以下「告示第1212号」という。)で告示された保 安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年 法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容をさつま町役場に掲示するとともに、そ の要旨を告示する。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

		通	知	の	要	山口	
所在が不分明な者の氏名又は名称	指定施業要件	の変更に	係る保安	林の所在	E場所	変更後の指	定施業要件
きらら公民会	薩摩郡さつま町	泊野字土	地748番 1	1 , 748番	5,字	告示第1212	号の変更後

	狩集1763番1, 1763番4	の指定施業要件のとお
下野登, 肝付兼光, 高峰泰助, 高	薩摩郡さつま町泊野字高峯5213番8	ŋ
峰美浦,高峯俊治,高野榮,三腰		
伊佐夫,三腰義明,三腰初右衞門,		
三腰初二,三腰知憲,三腰忍,三		
腰平,三腰末光,三腰隆満,三腰		
良信,三腰國光,三腰實,三腰廣		
美,酒匂守,松下芙二雄,川平ユ		
キ,川平文生,帖佐勝英,帖佐平		
七, 帖佐又男, 本田一彦, 本田喜		
儀,本田義德,本田正人,本田豊		
小島章敬	薩摩郡さつま町二渡字吐合6050番4	
徳丸菊次	薩摩郡さつま町二渡字吐合5988番1から5988番3	
	まで	
富澤博	薩摩郡さつま町白男川字本屋敷3845番6	

## 鹿児島県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年8月23日

鹿児島	県知事	塩田康一
庇 冗 뮵	宏和書	堀田塚―

病院又は	は診療所	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
東内科小児科クリニック	垂水市田神3485番地1	令和6年	精神通院医療
		8月1日	

## 鹿児島県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
ニック調剤薬局はやと店	霧島市隼人町見次1254-1	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
三井調剤薬局寿2丁目店	鹿屋市寿二丁目16番18号	令和6年	精神通院医療
		8月1日	

### 鹿児島県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年8月23日

鹿児	息県	知事	塩田	患一
	<u>117</u> 21	AH ===	<b>У</b> Ш Ш /	SK.

指定訪問看護事 宅サービス事業	事業者,指定居 養者又は指定介		事業	美 所	指定年月	自立支援医療
護予防サービス	ス事業者					の種類
名 称	主たる事務所 の所在地	名	称	所 在 地	日	の種類
株式会社Li	鹿児島市易居	訪問看	護ステ	鹿児島市武一	令和6年	精神通院医療
gula	町9-22アル	ーショ	ンココ	丁目5番18号	8月1日	

	ファステイツ	レ	グランシャリ		
	みなと大通り		才武305号		
	公園前504				
アイ・アンド	大阪市天王寺	クオーレ訪問	鹿児島市中山	令和6年	精神通院医療
・アイ株式会	区寺田町二丁	看護ステーシ	町2457番地1	8月1日	
社	目 6 - 2 アー	ョン	メゾンドール		
	クビル寺田町		Y 202号		
	201号				
合同会社Fo	神奈川県大和	訪問看護リハ	姶良市加治木	令和6年	精神通院医療
r e s t	市上草柳四丁	ビリステーシ	町新生町125	8月1日	
	目3番5号	ョンケアフォ			
		レストさつま			

# 鹿児島県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

		島県知事	塩田康一
病院又	ま診療所	更新年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類
盛満医院	鹿児島市川上町3444番地1	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
赤崎病院	指宿市開聞仙田2307	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地21	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
独立行政法人国立病院機構指	指宿市十二町4145	令和6年	精神通院医療
宿医療センター		8月1日	
医療法人三心会西田病院	指宿市十二町2105番地1	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
指宿竹元病院	指宿市東方7531番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
ウエルフェア九州病院	枕崎市白沢北町191番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
枕崎こどもクリニック	枕崎市松之尾町15番	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
医療法人尚人会阿多病院	南さつま市金峰町花瀬1929	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181	令和6年	精神通院医療
	番地	8月1日	
こだま病院	南九州市川辺町田部田3525	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
南九州さくら病院	南九州市知覧町永里2082番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
川辺生協クリニック	南九州市川辺町両添大正田	令和6年	精神通院医療
	1118番地	8月1日	
医療法人健誠会湯田内科病院	日置市東市来町湯田2994	令和6年	精神通院医療
		8月1日	

医療法人向陽会伊集院病院	日置市伊集院町徳重三丁目1	令和6年	精神通院医療
	番地1	8月1日	
前原総合医療病院	日置市伊集院町妙円寺一丁目	令和6年	精神通院医療
	1 - 6	8月1日	
鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目	令和6年	精神通院医療
	2000番669	8月1日	
いちき串木野市医師会立脳神	いちき串木野市生福5391番地	令和6年	精神通院医療
経外科センター	3	8月1日	
えんでん内科クリニック	いちき串木野市東塩田町35番	令和6年	精神通院医療
	地	8月1日	
医療法人静和会みなと病院	いちき串木野市湊町一丁目	令和6年	精神通院医療
	208番地	8月1日	
京町内科・脳神経クリニック	いちき串木野市京町43番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	

## 鹿児島県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

薬	局	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
とまと薬局荒田店	鹿児島市荒田一丁目16番3号	令和6年	精神通院医療
7,7, 7,7, 1,7		8月1日	
イブスキ薬局	指宿市大牟礼1-1-16	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
べっぷ薬局	枕崎市白沢北町180番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
みさき薬局	枕崎市住吉町39番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
さつき薬局	南さつま市加世田地頭所568	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
ばんせい薬局	南さつま市加世田唐仁原6026	令和6年	精神通院医療
	番地	8月1日	
坊津薬局	南さつま市坊津町泊26番2	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
しんまち薬局	南九州市川辺町田部田3968番	令和6年	精神通院医療
	地 1	8月1日	
ナカムラ調剤薬局	南九州市知覧町郡5236-8	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
川辺調剤薬局	南九州市川辺町両添大正田	令和6年	精神通院医療
	1209番地 1	8月1日	
とも調剤薬局	日置市吹上町湯之浦2351番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
みやび薬局	日置市東市来町湯田2992番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
アクア薬局	いちき串木野市京町42番地3	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
すこやか調剤薬局坂下店	いちき串木野市生福5419番地	令和6年	精神通院医療
	2	8月1日	

ハロー薬局	いちき串木野市春日町81番地	令和6年	精神通院医療
		8月1日	
国分くすのき薬局	霧島市国分福島一丁目5番17	令和6年	精神通院医療
	뭉	8月1日	
おおすみ薬局田代店	肝属郡錦江町田代川原433番	令和6年	精神通院医療
	地 4	8月1日	
肝付やぶさめ薬局	肝属郡肝付町前田858番地3	令和6年	精神通院医療
		8月1日	

#### 鹿児島県告示第625号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果,下甑加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

## 北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年8月23日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事	業 所	申 請 者		** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉	
to the	= + 14	h IL	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
ワークりきやえ	薩摩川内市高江	力也園株式会社	薩摩川内市高江	鮫島 力也	令和6年	就労継続
ん	町1733番地1		町1733番地1		8月1日	支援B型
株式会社光の郷	薩摩郡さつま町	株式会社光の郷	薩摩郡さつま町	柳野 吉紀	令和6年	就労継続
	柏原開元18番1		柏原1920番地3		8月1日	支援B型

#### 大隅地域振興局告示第30号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年8月23日

大隅地域振興局長 永野義人

事	業 所		<b>北</b> 安 左 日	障害児通		
t The	= + 14	h IL	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名称	名 称 所在地	名 称	所在地	名	日	種類
児童発達支援・	曽於郡大崎町井	合同会社LIN	鹿屋市串良町上	清水 貴子	令和6年	保育所等
放課後等デイサ	俣788-2	DO	小原4660番地 9		8月1日	訪問支援
ービスはぐはぐ						

### 大隅地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年8月23日

大隅地域振興局長 永野義人

				> (11.3	- L - N 1/K / \ / 1/5	7,17	1 72//
事	指定障害福祉サービス事業者			成儿左口	障害福祉		
名 称	所 在 地	名	称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月日	サービス
				所在地	名		の種類
特別養護老人ホ	垂水市本城221	社会福祉	上法人長	垂水市本城221	重吉 孝二	令和6年	短期入所

会和	6	任	Q	日 93 日	(全)	第543号
773 1711	O	4	O	$H \angle O \Box$	(4)	<del>男</del> 343万

胜	76	щ	ᅏ	$\Delta$	ŦIX	

ーム恵光園 番地	和会	番地		6 月 3 0 日	
----------	----	----	--	-----------	--

# 大隅地域振興局告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年8月23日

# 大隅地域振興局長 永野義人

事業	業所		松安左口	障害福祉		
<i>b</i> 7	55 <del>/</del> 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	Ħ	の種類
就労継続支援B	鹿屋市大姶良町	特定非営利活動	鹿屋市大姶良町	天目石加寿	令和6年	就労継続
型事業所とあ	1904番地 3	法人ハピニスホ	1904番地 3	代	5月1日	支援B型
		ーム大姶良				